

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第96号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機は、これを設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができるもの又は次に掲げる信号機とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機は、これを設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができるもの又は次に掲げる信号機とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。